

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日の翌日、土曜日は、その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)  
地域総合整備資金の平成十年度の貸付に係る償還金の徴収事務の委託(経営流通課)
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(〃)
- 保安林の指定予定(森林保全課)
- 保安林の指定の解除予定(〃)
- 公共測量の実施(管理課)
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- ◇ 公 告 砂利採取業務主任者試験の合格者(河川課)
- ◇ 関 連 公 告 公募型指名競争入札の実施(農政課)

## 告 示

鳥取県告示第五百五十八号  
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険

医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
水垣内科	鳥取市徳尾一五一―六	平成十年八月一日
たなか小児科医院	鳥取市興南町七六	〃
医療法人松岡内科	鳥取市賀露町一七〇三―七七〇	〃
医療法人かんべ皮膚科クリニック	鳥取市永楽温泉町四五九	〃
医療法人水本クリニック	鳥取市徳尾四〇五―一	〃
医療法人社団横浜小児科内科医院	鳥取市覚寺五六―一	〃
安田内科医院	米子市二本木五三九	〃
大賀美整形外科医院	米子市米原六九	〃
なかくき医院	米子市末広町二六六	〃
医療法人クリ内科胃腸科クリニック	米子市西福原六丁目二―二八	〃
医療法人社団健クリニク	米子市中町一三三―三	〃
医療法人清仁会野坂医院	米子市上新印二五六―六	〃
医療法人社団清仁会野坂医院分院	米子市蚊屋二八一―二	〃
医療法人萌生会溝口中央病院	日野郡溝口町長山一五二―一	〃
坂口歯科医院	鳥取市元魚町二丁目一―九	〃
医療法人佐々木歯科医院	鳥取市商栄町一五六―三	〃
今井歯科医院	米子市上後藤四丁目一四―一九	〃
医療法人社団ながせ歯科医院	境港市湊町一五〇	〃
遠藤歯科医院	西伯郡岸本町吉長四―一四	〃
潮歯科医院	西伯郡会見町天万九〇七―四	〃

中田歯科医院	米子市尾高二七四一―四	〃
医療法人清生会谷口病院	倉吉市上井町一丁目一三	平成十年八月三日
篠原歯科医院	日野郡溝口町溝口一〇―三	平成十年八月十日
筏津産科婦人科医院	倉吉市堺町二丁目三三九	平成十年八月十五日
有限会社アド調剤薬局	米子市東町一九二	平成十年七月二十三日
湯所薬局	鳥取市湯所町二―三三四	平成十年八月一日
有限会社サエクス薬局	鳥取市片原一丁目二二一	〃

**鳥取県告示第五百五十九号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、地域総合整備資金の平成十年度の貸付けに係る償還金の徴収の事務を財団法人地域総合整備財団に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委託の相手方

財団法人地域総合整備財団

二 委託年月日

平成十年八月六日

**鳥取県告示第五百六十号**

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成十年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
日本地所倉庫株式会社	朝倉書店倉吉清谷店	倉吉市清谷町二丁目四七ほか

**鳥取県告示第五百六十一号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町豊栄字若杉川東三七九、字若杉一三九七の七、字小麦ヶ谷下モ一三九九の三、折渡字中鉦山二五八の一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字若杉川東三七九、字若杉一三九七の七・字小麦ヶ谷下モ一三九九の三・字中鉦山二五八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

- 二 1 保安林予定森林の所在場所
  - (1) 日野郡日野町本郷字横畑井手ウエ一三五四、字寺ノ谷一八九七、日南町折渡字上ミ清水屋林一三七、字山神谷尻二〇四、宮内字黒谷尻リ七六二の一、字黒谷一四七五、字大谷一四八三の一、一四八三の二
  - (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による  
字横畑井手ウエ一三五四、字寺ノ谷一八九七、字上ミ清水屋林一三七・字山神谷尻二〇四・字黒谷尻リ七六二の一・字黒谷一四七五・字大谷一四八三の一・一四八三の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
      - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 三 1 保安林予定森林の所在場所  
鳥取市金沢字村土居山分六六〇、六六一
- 2 指定の目的

- 3 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 四 1 保安林予定森林の所在場所
  - 日野郡日南町霞字瓦山一三二〇の一、一三二〇の三、一三二一
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - (1) 主伐は、択伐による。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕及び「次の図」は、省略し、その関係書類及び図面を鳥取県農林水産部森林保全課並びに鳥取市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第五百六十二号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡東伯町大字福永字三郎谷三六一の二・字庵住谷三六七の三(以上、筆国有林)
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由  
ダム事業用地とするため

鳥取県告示第五百六十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、北条町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量(デジタルマッピング)
- 二 作業期間 平成十年六月十七日から同年十月二十日まで
- 三 作業地域 東伯郡北条町下神及び松神地内

鳥取県告示第五百六十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
平成八年十二月十日 鳥取県指令都計三一―二第十三号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥取市本高字四反田
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東村山市久米川町一丁目三五―一  
ライオンズマンション二番館二二〇  
山本 立春  
伊丹市昆陽町六丁目二七  
山本 敏子

公 告

平成10年7月31日に実施した平成10年度砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成10年8月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

堀 金	成 富	川 三	口 裕	幸 大	湯 川	清 子
大久保	朝 生	千 馬	高 裕	森 山	博 道	
長 見	時 男	入 澤	巧 大	加登脇	孝 彦	
西山勲	こと 勲	森 下	副 弘	高 間	久 行	
佐々木	安 彦	田 中	文 弘			

調 達 公 告

鋼矢板 (Ⅲ型 L=11.0m) 687枚

(5) 工 期 平成10年9月から平成11年6月30日まで

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成10年8月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

(1) 工 事 名 県管秋里地区河川応急 (頭首工) 工事

(2) 工事場所 鳥取市秋里

(3) 工事内容

ア 本件工事は、一級河川千代川の堰 (L=196m) のうちの右岸側の堰体 (L=94.8m) 並びに附帯する護床及び護岸の改修工事である。

イ 工事箇所は、河川区域内であり、流水断面内工事であるため、水質汚濁、異常増水等に対する万全の対策をとる必要がある。

また、施工方法等について十分な検討を行い施工計画書を作成し、治水上の安全対策を適正に行う必要がある。

(4) 工事の詳細

堰体工 堰長94.8m 幅11.7m 石張構造 張石 642m<sup>2</sup>

(固定堰) 鋼矢板 (Ⅱ型 L=7m) 165枚

魚道工 延長11.7m 幅4.0m 2ヶ所

護床工 延長13.2m 幅94.8m 護床ブロック (5t型) 360個

護岸工 延長34.8m 張ブロック 319m<sup>2</sup>

鋼矢板 (Ⅱ型 L=6m) 109枚

仮設工 水替、仮締切等 1式

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工とする。

イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名による自主結成とする。

ウ 各構成員の出资日期は、40パーセント以上とする。

エ 代表者は、その出资日期が異なる場合は出资日期の大きい者とし、出资日期が同じ場合はどちらでもよいものとする。

オ 共同企業体の構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることできない

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業 (土木一式工事) の許可を受けていること。

ウ 平成9年1月鳥取県告示第35号 (建設工事の指名競争入札に参加するものに必要資格等について) に基づく入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成10年8月21日(金)から同年9月28日(明)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

<p>ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成8年11月1日から平成9年10月31日までの間にあるものに限る。）の結果における土木一式工事の総合評点が930点以上であること。</p> <p>イ 昭和63年度以降に工事が完成し引渡しが完了している鋼矢板締切を伴う河川内の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>（フ） 昭和63年度以降において同種工事の現場経験を有する者であること。</p> <p>（フ） 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する土木施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。</p> <p>（ク） 監理技術者にあつては、土木一式工事について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>（1） 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>イ 交付期間及び時間</p> <p>平成10年8月21日(金)から同年9月2日(木)までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）</p> <p>（2） 技術資料等の提出</p> <p>本件入札に参加を希望する者は、次により技術資料等を提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所</p> <p>（1）に同じ。</p>	<p>イ 提出方法</p> <p>持参すること。</p> <p>（3） 技術資料等の審査</p> <p>提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>（1） 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号0857-26-7331）とする。</p> <p>（2） 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料等の提出があつても指名されとは限らない。</p> <p>（3） 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>（4） 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>（5） 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。</p>
---	--